

## 平成28年11月定例教育委員会会議録

日 時	平成28年11月11日（金） 午後1時30分～午後2時32分
場 所	秦野市役所教育庁舎3階大会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 片山 恵一 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 水野 和成 生涯学習課長 佐藤 正男 教育部参事 鈴木 健次 図書館館長 石井 勇次 教育総務課長 山口 均 公共施設マネジメント課長 志村 高史 学校教育課長 遠藤 秀男 教育総務課課長代理（庶務担当） 守屋 紀子 教育指導課長兼 教育総務課庶務担当主事補 山口 優真 教育研究所長 佐藤 直樹
傍聴者	5名
会議次第	<p style="text-align: center;"><b>11月定例教育委員会会議</b></p> <p>日 時 平成28年11月11日（金） 午後1時30分</p> <p>場 所 秦野市役所教育庁舎3階大会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>(1) 平成28年12月の開催行事等について</p> <p>(2) 平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について</p> <p>(3) 全国学力・学習状況調査について</p> <p>(4) 第7回親子川柳大会の結果について</p> <p>(5) 夕暮記念こども短歌大会の結果について</p> <p>4 議 案</p> <p>(1) 議案第34号 平成29年度秦野市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について</p> <p>(2) 議案第35号 平成29年度秦野市立幼稚園教諭人事異動方針について</p>

	<p>(3) 議案第36号 平成28年度教育功労者等表彰・教育長表彰について</p> <p>(4) 議案第37号 平成28年度秦野市一般会計（教育費）の補正予算案について</p> <p>(5) 議案第38号 秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例制定に係る意見について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 秦野市立みなみがおか幼稚園の認定こども園化に係る基本方針について</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 平成29年度予算編成について</p> <p>7 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから11月の定例教育委員会会議を開催いたします。お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、「会議録の承認」について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

—特になし—

望月委員長

それでは、ないようですので、会議録を承認いたします。

秘密会の取り扱いについてですが、4「議案」の(1)議案第34号「平成29年度秦野市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」、(2)議案第35号「平成29年度秦野市立幼稚園教諭人事異動方針について」、(3)議案第36号「平成28年度教育功労者等表彰・教育長表彰について」並びに5「協議事項」の(1)「秦野市立みなみがおか幼稚園の認定こども園化に係る基本方針について」及び6「その他」の(1)「平成29年度予算編成について」は、非公開情報等が含まれているので秘密会での報告でよろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

よって、4(1)(2)(3)及び5(1)、6(1)は秘密会とさせていただきます。

それでは、「教育長報告及び提案」について、お願いいたします。

教育長

それでは、よろしくお願いいたします。資料のNo.1をご覧くださいと思います。「平成28年12月の開催行事等」についてです。

まず、これは11月から始まりますが、11月24日から12月14日まで市議会の第4回定例会でございます。最終日が12月14日となります。

12月2日と13日、例月実施のブックスタートでございます。

12月3日、10日ですが、3日が渋沢公民館まつり、10日が南公民館まつりです。

それから、10日から翌11日がチャレンジングリッシュキャンプということで、これは、こども育成課が主管しておりますが、野外活動センターで小学生50名、ALT10名、上智大学短期大学部学生と英語によるコミュニケーション、英語になれ親しむということでキャンプを実施いたします。

16日が12月定例教育委員会会議でございます。

12月17日土曜日、青空レクチャー「蓑毛小林遺跡見学会」ということで、新東名高速の建設に伴って発掘調査を実施していますが、その様子を市民の方にお伝えするという形でございます。

それから、12月19日が第2回総合教育会議を予定しております。

翌20日火曜日、地区婦人会長と市長との市政懇談会ということで、これは層別懇談会といたしまして、市民ですとか市議会ですとか、それぞれのところでやっているものですが、今年度から婦人会を担当しています所管課が生涯学習課ですので、生涯学習課が担当するという形に変更になっております。

12月22日が、幼稚園、小学校、中学校の終業式。会場は「各小学校・中学校・幼稚園」となっています。冬季休業は12月23日から1月9日まででございます。

次のページをご覧ください。

12月23日金曜日ですが、宮永岳彦記念美術館「ギャラリーコンサート」、これは例年実施しているものでございます。

それから、28日は仕事納めでございます。

以上です。これ以降につきましては、各部課長から説明させます。

教育指導課長

私からは、(2)(3)についてご報告させていただきます。

まず、(2)につきましては、資料No.2「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」につきまして、先般、文部科学省より全国調査の結果が公表されましたので、私から本市の状況についてご説明させていただきます。

資料の2番、本市の暴力行為・いじめ・不登校の状況についてですが、(1)暴力行為につきましては、特に中学校が前年度よ

り13件減ということです。これは、問題行動対策指導助手の派遣等、教育委員会の政策もありますが、やはり、各学校の努力の結果ではないかとみています。ただ、小学校のほうが5件増になっており、同一の児童が繰り返し暴力行為に及んでしまう傾向が依然としてございます。発達に特性のある子への対応につきましては、後ほど3の中でも説明させていただきたいと思えます。

続きまして、(2) いじめの状況についてですが、特に小学校7件減、中学校に関しては10件増とありますが、これは、いじめを積極的に認知をしていきたいと思いますといった考え方が浸透してきた結果のあらわれかと考えています。

続きまして(3) 不登校児童生徒の状況ということですが、これにつきましては、特にイの1,000人当たりの不登校児童生徒の人数ということで、小学校0.12人減、中学校0.18人減となつてございます。一見減少傾向にあると数字の上では見えますが、実際には、今年度の調査の指針の中で、長期欠席の中に複合的な要因のものを「その他」とカウントするという調査の指針がございました。そういったことから減少していると分析しております。依然として不登校の問題については、やはり大きな課題であると考えております。

今年度は国の集計上のトラブルがありまして例年よりも発表が遅くなりました。また、既に平成28年度、神奈川県では短期調査ということで、1学期、2学期に短期的に調査を行つてございます。こういった数字を学校現場への支援の工夫、改善、それから、教育行政全般へのPDCAサイクルへ生かしていきたいと考えております。

資料No.2については以上です。

続きまして、資料No.3「平成28年度全国学力・学習状況調査について」です。

これは、前回の教育委員会会議の中で一度提示させていただきまして、いろいろご意見をいただきましたが、ご意見いただきました内容を本市の分析・活用検討委員会に戻しまして、再度議論させていただき提示させていただいております。

特に前回話題になつたのが、めくっていただいて4枚目になります。中学校の質問肢のところですが、これにつきましては何人かの委員の方から、課題のところもう少ししっかり提示があったらどうかというお話をいただきました。特に、中学校質問肢の記述欄、右下の欄ですが、こういったご意見を検討委員会にお戻ししまして、部長等にもご意見をいただいた中で、再度検討したもの

生涯学習課長

を今回提示させていただいております。

今後は、この結果を教育委員会のホームページ等で公表してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

資料No.4の「親子川柳大会の結果について」ご報告します。

この大会は、家庭など日常的な出来事を川柳で表現することで、親子、家族の絆を深めることを目的に、平成22年度から開催しています。

7回目となる今年は、市内の小中学生と保護者から1029点の作品応募があり、東海大学文学部の鍛冶光雄教授を初め、社会教育委員、市P連、学校関係者7名で構成する実行委員会で審査を行っていただき、大賞など3賞や各種団体が協賛する特別賞、そして佳作の入選作品106点を決定しました。

資料の裏面にありますとおり、表彰式は11月19日土曜日、午前10時半から、教育庁舎3階大会議室で、協賛団体や実行委員も出席していただき開催します。

なお、入選作品は、作品集を作成して公共施設に配架するほか、公民館での巡回展示も来年1月から3月まで行い、広く紹介していきます。

なお、3賞と特別賞、入賞作品11点は、資料の中に掲載していますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上です。

図書館長

私からは、次第(5)「夕暮記念こども短歌大会の結果について」をご報告いたします。資料No.5にお目通しいただければと思います。

「夕暮記念こども短歌大会」につきましては、今年で30回目を迎えます。前田夕暮を記念いたしまして、市内の小学4年生から中学3年生までの児童生徒から作品を募集いたしまして、50点についての選者の村岡嘉子先生にお選びいただき、作品が決まりました。

表彰式は今月、11月26日土曜日、午後1時半から文化会館展示室で行います。

裏面を見ていただければと思います。今年度の応募状況ですが、小学生からの応募が1,794点、中学生が773点、合計で2,567点になり、昨年度が1,961点でしたので、約600点ほど増加いたしました。

6番のところに、小学校の部、中学校の部の市長賞の作品を載せてございます。また、26日の表彰式には、教育委員の皆様にも

もおいでいただければと思っております。

図書館からは、以上になります。

望月委員長 それでは、教育長報告及び提案ですが、本日は（１）から（５）まで、一括してご質問やご意見等を受けたいと思います。何かありますか。

高橋委員 資料No.2の問題行動等の調査結果についてですが、先ほどご説明がありましたように、小学校25件で5件増となっていましたね。それで、同一児童が繰り返し行っているというお話を伺いましたが、暴力行為の場合は、児童同士とか生徒同士のほかに、対教師への暴力行為もあると思うんですね。その内訳がもし分かったら教えていただきたいのですが。

教育指導課長 この小学校の25件に関して、主に児童間暴力ということになります。

高橋委員 以上です。

高橋委員 25件のうち、同一児童、繰り返しというのはどのぐらいあるのですか。

教育指導課長 詳細なデータを現在手元に持っておりませんので、調査をし、次回の教育委員会会議もしくは、会議終了後にご報告させていただきたいと思います。

片山委員 今のことに関係するのですが、暴力を受けて、病院に入院したなどの例はあるのでしょうか。

教育指導課長 小学校に関しては、特に報告は入っていませんが、中学校に関しては何件か通院した例がございます。

飯田委員 私も資料No.2ですけれども、ここで小学校、中学校の件数が出ておるのですが、校長先生ぐらいのレベルだと、どこの学校で起こっているものかというのは把握しておられるのですか。

教育指導課長 このデータは各学校から上がってきたものを我々のほうで集約させていただいておりますので、ご自分の学校が何件かというのは十分承知されていると思います。

飯田委員 でも、自分のところで起こっていない学校は、どこで起こっているかはわからないということですか。

教育指導課長 はい。これに関しては、特段こちらで公表したりということはいたしませんので。ただ、校長会のほうでは、毎回、児童生徒指導の情報交換について密にされているので、特に中学校においては、大まかな状況については分かっているかと思えます。

また、各校児童生徒指導の連絡会というものがございまして、特に学警連の中学校部会の中で、毎月こういった暴力行為が何件あったとかと細かいデータは出しており、お互いに情報交換してお

望月委員長

りますので、その中で積み上げてきたものは理解されていると思っております。

そういったところで、どこの学校かというのはみんなつかんでいます。各学校では、校長がつかんだら、それを生担に話をする、生担がつかんでいたら、それを今度は上司のほうに上げるというようにしていますので、どこの学校でというのは大体把握できています。

片山委員

ほかにどうですか。

不登校児童生徒の数ですが、分け方が変わって、減ったということですが、トータルするとあまり変わっていないということですか。

教育指導課長

この不登校児童生徒の状況以外に、欠席者全体、30日以上欠席者というくくりで言いますと、増加傾向になっています。しかし、それが不登校であるというくくりでやっているものに関しては減っております。しかし、長期欠席の中に複合的な要因という項目がありまして、要因が幾つか折り重なっているものは、長期欠席の中のその他の分野に位置づけられたので、恐らく分析としては、調査の仕方によっては、全体的には欠席者が多くなっているということでありませう。

望月委員長

ほかにどうですか。

暴力行為が中学校で13件減ったということですね。これは私も経験があつてよく分かるのですが、1件でも2件でも減らすということは相当大変な苦勞をしているんですよ。ですから、さっき指導課長が話していたように、各学校が努力を相当されていることがうかがえると思います。ですから、これを一つのきっかけにして、家庭、学校あるいは教育委員会と連携を密にして、さらに年々減っていくように努力していくとよろしいのではないかと思います。

それから、市議会からも不登校のことについては、よく出てくるのですが、いわゆる学校と家庭、教育委員会、とりわけいじめのほうの連携ということもあつたりして、減というような結果になっているのではないかと思いますので、これも、来年度はさらに減らすように努力していくとよろしいのではないかと思います。

暴力行為や、その他生徒指導の問題というのは、家庭と学校と、それから地域、それにプラス行政、いわゆる四輪駆動で、4者連携で対応していくということが非常に重要ではないかと思いますので、これからも4者連携の中で取組みを強化してほしいと思

ます。

ほかにどうでしょうか。

片山委員

資料4の入選作品を拝見しますと、非常にほのぼのとして明るい家庭、良好な親子関係が見えるのですけれども、こういうことをやっていくと、やはりさつきありました、いじめとかそういうものが少なくなってくるかと思えます。中学生は思春期になって増えないかもしれませんが、小学生は、全体とするともうちょっと増えてもいいかなという気がするのですが、いかがでしょうか。全体の小学生の数にすると少ないような気がします。

生涯学習課長

応募数が小学校の児童の全部で比べれば少ないのではないかというご指摘だと思いますが、基本的に、これは自由応募という形でやっております。子ども短歌大会の状況を見ますと、数が増えているというお話もありましたが、親子川柳大会は、子どもと保護者が一体となって作品をつくり上げるという部分で、創作するときに触れ合うことを目的とした家庭教育の向上という視点でやっておりますので、これが増加すればその目的に連動すると思えます。なるべく私どもでは、こういう事業を周知して、多くの作品を出していただく努力はしていきたいと思っております。

教育長

私は表彰式に毎年出ておまして、お母さんとお子さんや、おばあちゃんとお孫さんという形で参加されるのですけれども、毎年毎年、非常に微笑ましいものがたくさんありましてね。これの目指すものは、家庭の中で親子の会話、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんとの会話をもっと増やしていこうという趣旨がもともとあって始めたものです。ですから、幅広く広がっていけば、全体で今話があったようないじめの問題あるいは不登校の問題、そういうものにも影響を与えていけると想定をしています。

PRの仕方という課題はあると思えますので、もう少しそういう部分を工夫していきたいと考えています。何しろ表彰式に出ますと、本当に入選されたお子さんもそうですし、お母さんも大変喜んでおられる。これは大事にしなくてはいけないと思っております。

高橋委員

今の親子川柳大会についてですが、本当に家庭教育という面から見ても大変プラスになる企画だと思うのですね。ここに今紹介されている句を読みますと、お母さんと子ども、おばあちゃんと子ども、ひいおばあちゃんと子ども、お孫さんがいますね。お父さんと子どもの関係がいつも少ないように感じるのですが、もうちょっとお父さんとの会話を増やして、父と子という関係が投稿されたらうれしいなというのが感想です。



生涯学習課長	<p>実際問題、応募作品を見ますと、結構お父さんと一緒のコミュニケーションの川柳ができているのですが、たまたま結果的にこのような形になりました。</p>
高橋委員 望月委員長	<p>そうですか。 ほかにどうですか。</p>
	<p>親子の川柳というのは、毎年見ても、気持ちよく読める作品ですね。それから、我々が誇りにしたいことは、この取組みが県下でも秦野市ぐらいしかないということですね。この川柳は、秦野市の家庭教育の取組みの一助になっていると思います。</p> <p>ほかにどうでしょうか。</p> <p>この親子川柳大会は、市民に知らせる、周知する方法はどんなような方法をとられているのですか。</p>
生涯学習課長	<p>先ほどちょっとお話ししましたがけれども、資料の7番目に入選作品集という冊子にしたものをつくりまして、受賞者に配布する以外に、各公共施設にも配布してPRしていこうと思っています。ただ、その場所に行かないと見られないというお話もありますので、そういう意味では、各公民館で、一部ですが、入賞作品をパネル化したものを見ていただこうと考えております。</p> <p>また、ホームページなども活用しますし、あと、広報はだのの15日号に、入選作品の一部を紹介しております。</p> <p>以上です。</p>
望月委員長	<p>ほかにどうですか。</p> <p>—特になし—</p>
望月委員長	<p>全国学力・学習状況調査については、前回もいろいろと議論を重ねてきたところですが、何かつけ足しの部分がありますか。</p>
教育指導課長	<p>先般の中学校の校長会と小学校の校長会に出向きまして、前回もご報告させていただいた、過去の裁判の結果とあわせて、今後の学力向上のあり方については、お互いに意見交換をさせていただきました。</p> <p>中学校に関しましては、現在、教え合い、学び合いといった授業改善が進んでおります。それから、小学校に関しましては、非常に授業改善の意欲が校長会からも感じております。そうした現場とのやりとりなどを生かしながら学力向上に繋げていきたいと感じております。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>直接の点数は、国が言っている5%というのは3年前よりも向上したという発言なのですが、学習意欲のほうの、特に中学校の</p>

望月委員長

「国語が好き」あるいは「数学が好き」という数字が全国よりも上がっている、それから神奈川の平均値とほぼ同等となってきたと。興味が湧いて好きだということについては大事にしていかななくてはいけないと思います。興味を持っているという出発点をもう少し徹底していく必要があるかと思います。

中学校の「国語が好き」「数学が好き」は、ここにも出ているように大分伸びていますね。

あと、それぞれの調査の結果について、焦点化することが大事ではないかと思います。そして、取組みについても絞り込むというようにして、組織的な取組みをやること、それが大事かと思うんですね。そういうような方向で今、検討されているのではないかと思います。

それから、取組みの中で、特に中学校区で協力してもらいながら行えるものもあると思いますので、積極的に取り組んでみたらどうでしょうか。中学校区の組織の活性化にもなるのではないかと思います。

それでは、次に行きたいと思います。

次に、議案に入ります。

それでは、議案に移りたいと思いますが、議案（４）議案第 37号「平成28年度秦野市一般会計（教育費）の補正予算案について」をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、本日、机上に配付させていただいた議案第37号「秦野市一般会計（教育費）補正予算」についてご説明させていただきます。

平成28年秦野市第4回定例会に提出する議案について、市長に意見を申し出る必要が生じたので、議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、平成29年度に教育上特別の支援が必要となる児童の入学が見込まれる北小学校、末広小学校において、特別支援学級として必要となる改修工事、例えばパーテーションですとか床を板からクッションフロアにするとか、アプローチ等の段差の解消といった改修工事が必要となりますので、国の平成28年度第2次補正予算の内定を受け、国庫補助事業として第4回定例会の補正予算として議案を提出するというところでございます。

おめくりいただいて、これは教育に関する補正予算の部分だけを抜き出した議案になりますが、まず、歳入の部でございますが、今申し上げたように、14の2の7教育費国庫補助金ということ

望月委員長  
教育長

で、補正前の当初予算で2,909万7,000円の予算がございましたが、今回の工事に伴って333万2,000円を追加いたします。その下の19繰越金につきましては、そのほかの財源について、666万8,000円については、繰越金を活用して財源を確保するというございます。

(2)の歳出でございます。支出をするほうですが、9、2、4小学校の学校建設費ということで、当初予算では5,922万円の予算がございました。今回1,000万円の補正をしまして、工事請負費ということで、北小学校のほうには、肢体不自由児が来年度から入るということで、バリアフリーですとか、先ほど申しましたような工事で500万円、それと、末広小学校につきましては、特別な支援が必要な児童の入学に伴いまして、同様にクッションフロアですとか、パーテーション等の施設改修ということで、それぞれ北小学校、末広小学校500万円、合計1,000万円の工事費を計上して、来年4月の入学式までに整備をするということございます。

よろしくご審議をいただきたいと思ひます。

ご意見、ご質問ございますか。

実は昨日、全国の教育長協議会の理事会が東京でありました。そこで文部科学省の新年度予算の概要説明がありました。その中で、昨年この時期同様のことを財務省と文部科学省で予算獲得のやりとりをやってきた。話を聞いて驚いたのは、ご承知のとおり、全国的に子どもの数はどんどん減ってきている。ところが、今ここで課長が説明したような支援が必要な児童生徒数は、全国的にどんどん増えているんです。たまたま今回は国の補助金がついたということで事前に連絡があったわけですが、そういうような必要性があるものが予算上できちんと反映できるのかどうかということを聞いていますと、財務省は、単純に、子どもの数が減ったのだから教員の数も減らせと。特別な支援が必要なお子さんの中でも、特に介助員とかという形の必要性があるのですね。そういう部分はきちんと見ていない状況がありました。

ですから、これからさらに国の内部でもやりとりをするそうすけれども、こういう形で予算化できるということを守っていかないといけない。学校現場は、その部分ついてこれからも注視していく必要があると思ひます。

望月委員長

一般の児童生徒は現に減る傾向にあるのですけれども、特別支援を要する児童生徒が増えているということのようですね。

これは、議会を通ることを前提に考えると、着工はいつごろ始

教育総務課長	<p>めるのですか。</p> <p>12月議会になりますので、実際には議決して、それが執行できるのは12月下旬ということになります。工事ですので、入札をして事業者を決定することになりますので、入札を1月中に実施して、改修自体はそれほど長い期間はかかりませんので、学校に影響がないように、いずれにしても2月いっぱいぐらいに改修をして、4月からの入学に備える予定でいます。</p>
望月委員長	<p>そうすると、空き教室を改修するのか、現在ある、支援級の教室を改修するのか、どのようなことを考えているのですか。</p>
教育総務課長	<p>一般的に、普通教室と言われる教室は66平米、20坪ぐらいの大きさなんです。特別支援学級の場合は、8人で1つの教室。普通学級では35人もしくは40人で1学級ですから、なかなか北小学校にしても末広小学校でも、空き教室がたくさんあるような状況でもございませんので、今8人なりで1つの教室にしている部分を、半分に割って教室を確保しているということで、先ほど申しましたように、パーテーションですとかといったもので普通教室の半分の大きさ、それに8人定員の特別支援学級をつくるというような形です。</p>
望月委員長	<p>先月、私は末広小学校に養護学校の見学に行ってきたのですが、やはり1つの教室をこうして分けて使っているというような工夫をしていましたが、あんなような感じになるのかなということは今、課長の説明を聞いてイメージしてみたのです。</p>
教育長	<p>ほかにどうでしょうか。</p> <p>今、課長が説明したとおり、パーテーションで分けているのですが、心配しているのが、ほとんどそういう教室がない学校が現に存在するのです。それで支援者の症状が違う中で、どう対応するかと課題はあります。例えば、南小学校のように1,100人の児童数の場合でも必要が生じれば何とか工夫しなくてはならないという状況ですね。</p>
望月委員長	<p>今、これは小学校のことなのですが、幼稚園の統合のほうについては、特段そういうような計画は今のところないのですか。</p>
教育総務課長	<p>幼稚園につきましては、特別支援学級というような形にはしてございません。通常のクラスの中でそういう発達に特性のある子も健常の子も一緒に統合教育しましょうということで、担任とは別に、対象の子を見ていただく先生を加配ということにつけるといことです。</p>
教育長	<p>幼稚園と保育園を一緒にしたこども園の場合には、附置義務で、例えば給食の問題、プールの問題、そういうものは一緒になって</p>

望月委員長

整備していきますから、今後また、例えば幼稚園が複合的にこども園にするというようなものが生じたときには、やはり幼稚園自体もさまざまな改修の必要性が出てくると思います。

ほかにどうですか。

—特になし—

望月委員長

それでは、(4) 議案第37号「平成28年度秦野市一般会計(教育費) 予算の補正について」は、原案のとおり可決することに異議はございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第37号は、原案どおり可決されました。  
続きまして、(5) 議案第38号「秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例制定に係る意見について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

これも、本日机上配付していただいた右上の第38号という資料をご覧ください。

適正化に関する条例に係る意見についてといったことで、今、議題となっています条例の制定にかかわる部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の29条で、教育に関する予算の条例について市議会への議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聴取することという規定がございます。それにつきまして、教育委員会の意見及び承認を求めるものでございます。

提案理由のところでございます。教育委員会に関します公民館及び宮永岳彦記念美術館のギャラリー使用料の改定、それと、図書館の視聴覚室の有料化による市民活動の用に供するという条例を制定するに当たりまして、これを平成28年12月議会以降、定例会へ上程する予定があるということで、条例制定の原案作成に当たりまして、市長から意見を求められているということで提案するものでございます。

これは、前回の10月定例教育委員会会議のときに使用料の適正化ということでご説明させていただいて、それを関係条例の整備ということで、教育委員会にかかわらない部分を含めて一括した条例で制定して、改定していくというものでございます。

条例の内容については、担当課でございます公共施設マネジメント課長から説明させていただきます。

公共施設  
マネジメント課長

前回、教育総務課長からもご説明ありましたとおり、骨子案を提示させていただきましていろいろとご意見を頂戴したところでございます。その後も、各公共施設に係る団体の皆様、あるいは地区懇談会といったものの中でさまざまなご意見を頂戴し、

案をまとめてまいりました。本日は、その案に対してご意見を伺いたく議案を提出させていただいたところでございます。

まず、条例のほうをご覧ください。

この条例の題名ですけれども、秦野市として全庁的に全ての公共施設を同一的なものの方で使用料の適正化を図るという意味を明確にするために、実態としては、それぞれの条例の一部改正条例でございますけれども、1本の条例制定という形態をとらせていただいております。

内容につきましては、例えば第1条「公民館条例の一部改正」でございます。それと、最後の第8ページ、第14条「秦野市都市公園条例の一部改正」となっておりますけれども、このように14の公共施設の設置及び管理に関する条例を一括で改正するための条例の制定ということになります。

この条例の中身でございますけれども、新旧対照表をご覧ください。今回は、教育委員会の場でございますので、教育委員会が所管する施設について説明させていただきます。

まず、公民館条例の一部改正の内容でございます。

第6条、これは今も行われておりますけれども、大会議室やホールでの共用での卓球の利用について文言を整理し、また、今までは「卓球台1台につき」というような使用料の設定の仕方をしてあったのですが、「大人1人1回につき」と他のスポーツ施設などの共用利用と同じような形で利用形態を改めさせていただいております。

第6条の3項といたしまして、「附属設備及び貸出物品の使用料は、教育委員会規則で定める。」と委ねております。

ここについては全庁的な取り扱いでございます。さまざまな場面でもご意見をいただきました。特別の備品や設備を使用するものについては、部屋の使用料以外にも使用料を徴収すべきではないかという意見が多くございました。そういったものについては、規則の中で今後定めていくという形をとっております。

別表第1の備考欄をご覧ください。今まで公民館の各部屋の利用予約は30分単位でできますけれども、使用料については1時間単位で支払わなければいけないという決まりでございました。これを予約も支払いも30分単位で行えるように改めたいと考えております。

次に、1枚おめくりいただきまして、2ページの一番上、別表第2の備考欄になりますけれども、こちらにつきましては、これも全庁的な扱いといたしまして、中学校以下の子どもについては、

共用利用できる施設については無料化を図っていこうというのが適正化に関する方針の中身でございました。昨年度と今年度、その課題や影響を検証するために実証実験を実施しておりますけれども、大きな課題は見当たりませんでしたので、本格実施に入らせていただきたいと考えております。

次に、図書館条例の一部改正でございます。

2ページから5ページまでにわたっておりますけれども、新たに市民に一般開放するに当たり、必要となる条文を新たに設定させていただくものです。この条文の中身につきましては、他の公の施設と同等の一般的な条文でございます。

5ページをご覧ください。新たに一般市民に有料で開放することにより、別表には料金が規定されることになり、こちらも公民館と同様、30分単位での利用と料金の支払いができるようにするというところでございます。

次に、宮永岳彦記念美術館条例の一部改正でございます。

6ページをご覧ください。先に6ページの第11条の備考の2をご覧ください。こちらにつきましては、従来なかった条文を新たに追加しております。「使用者が入場料等を徴収する場合は、基本使用料に基本使用料の100パーセントを加算する。」、あるいは「営利を目的とする商品の展示又は展示販売」につきましても「150パーセントに相当する額を加算する。」ということを新たに決めました。これは、従来は6ページの一番上の右側の(4)「もっぱら営利を目的とする事業を行うものと認めるとき」は、宮永岳彦記念美術館のギャラリーは使用できないという規定がございました。これを、文化会館の展示室といったギャラリーと同等にするとともに、使用による収益の増加を図ろうとするものでございます。

また、左側に戻っていただきまして、第11条の2項でございます。こちらについても「附属設備及び貸出物品の使用料は、教育委員会規則で定める。」ということになってございます。

最後、7ページの附則でございます。これらの改正案につきましては、平成29年4月1日からの施行ということになりますけれども、4月1日から使用する方に適用するのではなくて、4月1日から申請あるいは仮申請を行う方に適用させていくということになります。ですから、4月1日以降しばらくの間は、旧料金の方と新料金の方が混在する形になります。これは、今、インターネットの予約システムを導入しております。こちらで予約をしますと、申請時に料金が提示される仕組みになっております。そ

うしますと、例えば3月に申請を行って4月に利用する方、3月に申請したときは200円の使用料だったのに、使用するときには400円になってしまうという事態が起こりかねません。この使用の申請と許可は行政処分に該当するものでございます。条例や規則の中で、それでもそういう人たちは新料金にするのだよということもできますけれども、利用者にとって不利益となるような変更はないほうが好ましいという判断から、申請主義をとらせていただいたところでございます。

次に、新旧対照表の中に入れますと非常に複雑になりますので、料金の改定案については、また別に資料をご用意させていただいております。A4縦書きの「使用料改定案の一覧」をご覧ください。

まず、公民館条例の一部改正でございます。全部で11の公民館に66の使用料金の区分がございます。これにつきましては、引き下げとなる部分が10、据え置きとなるものが9、引き上げとなるものが47、合計66の使用区分となっております。

2ページをご覧ください。先ほど公民館の卓球台の使用について触れさせていただきましたが、こちらにつきましては、改定前「卓球台1台1時間につき200円」としていたものを、今度「1名1回（2時間以内につき）200円」という記載に改めさせていただきます。こちらについては、例えば卓球台1台を2時間、大人が2人で使ったとき、現行では400円で、新たな条文でも1名1回2時間以内であれば、2人で使えば400円と、実質的な据え置きということになっております。

次に、3ページをご覧ください。図書館条例の一部改正の料金の部分でございます。これにつきましては、「30分につき400円」という設定をさせていただいております。

次に、宮永岳彦記念美術館ですが、市民ギャラリーの使用料、現行が「市内のもの2,500円」「市外のもの5,000円」となっておりますが、これをそれぞれ他の施設とのバランスあるいは今かかっております維持管理コストを勘案いたしまして、2倍の「5,000円」と「10,000円」とさせていただいております。

説明につきましては以上でございます。

今、志村公共施設マネジメント課長から説明があったのですが、これは前回来ていただいて説明していただき、今日はこういう最終議案を持ってきたわけですが、何か質問ございますか。

利用者の方々に説明会を行ったということですが、その中でど

望月委員長

飯田委員



のような質問、意見があったのか、お聞かせいただければと思います。

実際は、利用者の方を中心に行った説明会というのは、今年の1月から3月にかけて、公共施設フォーラムというものを実施してまいりました。この案の調整に当たりましては、利用者の皆様というよりも、公民館運営協議会あるいは図書館運営協議会を中心にご意見を伺わせていただきました。

主な内容といたしましては、まず、大きな部屋、大会議室・ホールは、1面で使うには多過ぎるという方には2分の1面で使えるようにしたらどうだろうかということが前回の骨子案にもございましたけれども、こちらについては、やはり現場の声として、混乱が生じるおそれがあると。例えばこの会議室のようにきれいに2つに割れて、両方とも同じ部屋になるものであればいいのですが、公民館の大会議室などは、ステージがあったり、設備が違ってしまう場合がある。そういう場合に混乱が生じるおそれがあるし、あるいは隣で音が出るような利用をしている中で会議をするのもいかなものかといった不安視する声が非常に多かったものですから、そちらについては見送りとさせていただいております。

また、前回の案では、もとの条例をベースに改定を進めておりましたので、卓球台だけ何か使用料を取るような印象を受けられがちだったのですけれども、それについても、やはり卓球台だけではないだろう。いろいろな設備、備品がある中で、それらもきちんと受益者負担を図るべきではないかといったご意見も多くいただきました。それらを受けまして、卓球台の共用利用に関する表記を改めましたとともに、他の備品などについても有料化になっていきますよということを明記させていただくという措置をとっております。

それと、目立った意見として、先ほどご説明いたしましたとおり、引き下げになる部屋が10ございます。これについては、引き下げをせずに、その分、ほかの部屋の値上がり分を抑えたらいかかかという意見が複数ございました。こちらにつきましては、今回、統一した方針を持って平米当たりのコストを換算して使用料を設定しております。下げるべき部屋を下げずに上げるべき部屋の料金を抑えるということは、その下げるべき部屋の利用者が、上げるべきであった部屋の利用者のコストを逆に負担することになってしまうので、利用者間の負担の公平性からしても好ましくはないという理由で、引き下げるものは方針に基づいてきちっと

望月委員長

引き下げるといふ案になっております。

主な意見といたしましては、そのような意見がございました。  
以上です。

ほかにどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

したがって、本件の議案第38号「秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例に係る意見について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議なし—

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

望月委員長

その他で何か案件がございますか。

教育部参事

口頭でのご報告で申しわけございません。本年度の神奈川県優秀授業実践教員表彰ということで、大根中学校の特別支援学級を担当されています岸宏美教諭が表彰されることになりました。岸教諭は、特別支援学級におきまして、生徒の発言を非常に上手に引き出して認めていく中で、必要な学力の伸長を図るとともに、生活力の向上も支援する授業を実践しているというのが表彰理由になっております。

先日、私も授業を見に行かせていただきましたけれども、本当に生徒一人ひとりに声をかけて、また寄り添って、そういう中で授業を進めていって、本当に一人ひとりの生徒を大切にしながら授業を進めているなというのが非常によく伝わってくるような授業を展開されておりました。

表彰式が来週の11月15日の火曜日、神奈川県庁にて行われます。

ご報告は以上です。

望月委員長

よろしいですね。

教育部参事

岸先生も、もうそんなに長い間やっているんですね。

そうですね、今年で25年。教職員経験25年ということですね。

望月委員長

英語の先生ですね。

教育部参事

はい。

望月委員長

どうもおめでとうございました。

ほかにありますか。

教育総務課長

本日お配りしました右上に「その他」と書いてございます「平成28年秋の叙勲について」という資料をご覧ください。

ここで秋の叙勲がございました。本市から教育関係功労ということで、古木文一元中学校の校長先生でございますが、瑞宝双光

章（教育功労）ということで叙勲を受けられました。11月3日に発令されて、先日、11月10日に伝達式と拝謁に行ってくださいました。

ご承知の通り、古木先生については、中学校の教頭、同じく校長ということで、本市の教育の発展にということで叙勲を受けられましたので、ご報告いたします。

望月委員長

古木先生は、教育センターの主幹、秦野市教育委員会の今の指導課の指導主事、それから、教育指導課長、当時の指導室長等も歴任されてきて、私も教育委員会でいろいろご指導を受けたわけですが、人格あるいは教育に対する見識は非常に豊かな先生で、本当におめでたいと思っております。心から祝福したいと思っております。

そのほか何かございますか。

—特になし—

望月委員長

では、秘密会の前に、次回の日程を調整します。

—次回の日程調整—

望月委員長

それでは、ただいまから秘密会といたしますので、関係者以外の退席を望みます。

—関係者以外退席—